

平成30年度

事業計画書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

社会福祉法人

栗原市社会福祉協議会

【平成30年度 基本方針】

「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造

栗原市社会福祉協議会の運営を取り巻く財務環境は、さらに厳しさを増し、地域福祉推進の財源である会費や共同募金配分金、特に介護保険事業等収入は、減収対策にも拘らず歯止めが効かない状況が続き、事業経営、財政運営に大きな影を落としている実態であり、将来に向けて、抜本的な運営改革に取り組む必要があります。

地域においては、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の増加、生活困窮者の増加や社会的孤立など、住民の生活課題・福祉課題はますます深刻化しております。

地域福祉活動の中核的役割を担う栗原市社会福祉協議会として、限られた財源の中でも、住民の視点に立ち、住民と協働し、地域福祉活動の基本である「地域づくり」「地域の支え合い」事業を展開していかなければならないと認識しているところであります。

このたび、栗原市から「生活支援体制整備事業 第2層運営等業務」を受託することとなりました。本事業は、2025年をめどに、介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」の一体的な提供の仕組みづくり「地域包括ケアシステムの構築」の実現をめざすものであります。

高齢化率の高い栗原市として、高齢者や障害がある方などへの生活支援の確保や介護予防の体制整備は、重要な課題であり、地域全体の生活支援体制の強化をめざし、取り組む決意を新たにしているものであります。

本会としては、医療と住まい以外の「介護、介護予防、生活支援」は、これまでも取り組んできたものであり、支部や地区社会福祉協議会とともに、「地域づくり」「地域での支え合い」による「地域福祉の充実」に、なお一層力を注いでまいります。

地域の皆さんや関係機関、栗原市との連携を深めながら、「誰もが安心してしあわせに暮らすことのできる 地域づくり」の実現に向け、役職員一丸となって邁進してまいります。

【重点目標】

1. 生活支援体制の整備（地域の支え合い体制づくり・支部・地区社協支援強化）
2. 介護保険・障害福祉サービス事業の運営改革（将来計画の作成）
3. 財政運営の確保（自主性・自立性の高い財政運営、財政健全化）
4. 総合相談体制の整備（福祉サービス利用支援・生活支援サービスの強化）
5. 組織力の向上（人材育成、計画的な能力開発、キャリア形成支援）

I. 法人運営部門

法人運営部門は、理事会・評議員会の組織運営とともに、財務・人事・労務などの法人運営や総合的な企画、各部門の調整などを行い、社会福祉協議会事業全体の管理（マネジメント）を行います。

しかしながら、法人運営事業は、改革改善の最も重要な位置付けにあり、費用抑制に努めるとともに、法人の財政基盤の強化と組織体制の充実強化に向け、さらに改革推進に取り組んでまいります。

また、地域に開かれた組織として、より一層、住民や行政との連携を密にし、運営の透明性と中立性、公正さの確保に努めてまいります。

1. 組織運営

- ・理事会
- ・監査会
- ・評議員選任・解任委員会ほか委員会
- ・役員懇談会
- ・支部長会議
- ・地区社協会長会議
- ・評議員会
- ・正副会長会議
- ・役職員等研修会
- ・支部会議

2. 災害支援本部の設置運営

- ・危機管理体制の整備

3. 財務管理及び基金運用

- ・事業収入の確保、事業経営の安定化
- ・経費節減・合理化等による財政の健全化
- ・地域福祉活動計画（第3期）に基づく財政計画・職員配置計画等再検討

4. 人材育成及び人事管理

- ・人材育成研修体系の確立
- ・キャリア形成支援、内部研修の充実、外部研修への積極的派遣

5. 改革推進

- ・改革推進プロジェクト（事務・事業評価の実施・事務・事業等の見直し）
- ・規程改編プロジェクト（定款、規程、要綱等の改正）

6. 法令遵守の推進

- ・栗原市（所轄庁）への届出等法務に関する業務
- ・個人情報保護等に関する事務

7. 施設・設備等の管理

- ・築館社会福祉センター管理事業、その他施設・設備等の管理
- ・公用車等の整備・管理

II. 地域福祉活動推進部門

地域福祉活動推進部門は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、支部、地区社協の活動の充実を目指し推進してまいりました。

今般、栗原市から「生活支援体制整備事業第2層運営等業務」を受託することとなりました。この事業は、地域における高齢者等の自立した日常生活の支援や介護予防の体制整備を目的に、多様な機関の情報共有や話し合いの場となる「協議体」の設置運営、事業の推進を担う生活支援コーディネーターを日常生活圏域（10か所）ごとに配置するものであります。

本事業は、栗原市社会福祉協議会が基本理念とする「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造とめざす方向は同じと捉えています。

それぞれの地域において、より多くの方々の意見をいただき、増加する高齢者世帯等への生活支援のあり方や地域の支え合い、地域づくりを進めてまいります。

また、「総合相談」の体制整備や、災害に備えて地域住民が協力し合い作成する「防災まっぷ」の作成事業などをより強化し、「安心して暮らせる地域づくり」を目指した地域福祉活動を推進してまいります。

1. 地域福祉推進事業

(1) 会員加入推進

- ・推進委員研修会

未加入者への訪問活動を展開し、会費増収に努める

(2) 支部活動の充実と支援

- ・支部長会議

(3) 地区社会福祉協議会の充実と支援

- ・地区社会福祉協議会の設置推進
- ・地区社会福祉協議会会長会議（各支部）
- ・出前講座

(4) 防災、災害支援事業

- ・防災まっぷ作成事業（新規作成：35地区、フォローアップ：10地区）
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練・研修会
- ・防災減災運動会（東北福祉大学と共催）

(5) ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の推進

- ・寝雪バスターズ事業
- ・くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト
- ・技術養成ボランティアスクール

(6) 歳末たすけあい配分事業

- ・しあわせな地域づくり事業（助成対象：ボランティア（団体・個人））

- ・地域支援事業（支部）

①見守り安否確認事業 ②会食型食事サービス事業 ③世代間交流事業

2. 企画調査、広報事業

- ・社協だより（年6回：奇数月）・支所だより（年6回：偶数月）
- ・ボランティアセンターだより「ぼらぼら通信」（年6回）
- ・ホームページ更新プロジェクト

3. 青少年、こども育成事業

- ・福祉教育学習推進事業（市内小・中学校・高等学校対象）
- ・キャップハンディ体験学習事業（指導者派遣等）
- ・福祉活動に関する作品募集（市内小・中学校対象）

4. 高齢者、障害者支援事業

（1）高齢者支援事業

- ・高齢者食事サービス事業（配食型）
- ・高齢者食事サービス事業（会食型）（支部支援）

（2）障害者支援事業

- ・朗読テープ貸出事業（市広報・市議会だより・市社協だより）

5. 相談・生活支援事業

（1）貸付事業

- ・生活安定資金貸付事業
- ・応急援護資金貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事務（県社協委託事業）

（2）相談事業

- ・総合相談事業
- ・住民に身近な総合相談体制の構築

（3）貸与事業

- ・福祉用具貸与事業（車イス）
- ・福祉住宅貸与（若柳地区1棟）

（4）福祉送迎サービス事業

- ・福祉送迎通院サービス事業（花山支部・鶯沢支部）
（平成30年度限定事業）

（5）日常生活自立支援事業（県社協委託事業）

- ・栗原地域福祉サポートセンター（まもりーぶ栗原）

6. 災害見舞金の交付

- ・地震、風水害、その他の異常な自然現象又は火災による災害の被災者に対して贈呈

7. 福祉団体関連・その他

- （1）宮城県共同募金会 栗原市共同募金委員会

(2) 栗原市福祉団体事務委託

- ・市老人クラブ連合会
- ・市身体障害者福祉協会
- ・市遺族会

Ⅲ. 事業運営部門

介護保険事業運営の厳しい状況を踏まえ、各事業所の運営見直し、特に指定管理期間満了を迎えるデイサービス6事業所については、老朽化に伴う修繕等が必要な施設も見受けられ、これらに対する投資額と運営継続時の収益額との費用対効果を検討し、事業所の統廃合等を含め、抜本的な運営改革に取り組んでまいります。

また、旧はげましホームの一部を「訪問介護事業所・居宅介護事業所」「居宅介護支援事業所」の事務所として改修工事を行い、今後の介護・障害福祉事業の総合拠点として活用したいと考えます。

さらに、障害者への相談支援事業所開設により、地域に潜在する在宅障害者への相談支援に積極的に応じ、創設した生活介護事業（はげましホーム）の定員（30名）を満たせるよう努力するとともに、障害者福祉サービスの拡充に積極的に取り組んでまいります。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業（24時間体制）

(2) 通所介護事業

【地域密着型通所介護】

- ・鶯沢デイサービスセンター（月～土曜日・定員15人）
- ・花山デイサービスセンター（月～金曜日・定員15人）

【通常規模型通所介護】

- ・高清水デイサービスセンター（月～土曜日・定員20人）
- ・一迫デイサービスセンター（月～日曜日・定員25人）
- ・瀬峰デイサービスセンター（月～土曜日・定員30人）
- ・金成デイサービスセンター（月～土曜日・定員25人）

(3) 居宅介護支援事業

- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）（月～金曜日）
- ・要介護・要支援認定調査（保険者委託事業）

2. 障害福祉サービス事業

(1) 居宅介護事業（24時間体制）

(2) 生活介護事業所はげましホーム（月～金曜日・定員30人）

- (3) 共同生活援助事業所ふきのとう（24時間体制・定員4人）
 - (4) 相談支援事業
 - (5) 障害者ふれあいのつどい（仮称）
 - (6) 移動支援事業（市委託事業）
- 3. 介護者支援・地域支援事業**
- ・介護者癒しのつどい（在宅介護者対象）
- 4. 運営管理体制整備**
- ・管理者会議
 - ・事業所所内会議・研修
 - ・サービス向上検討会議
 - ・事業所職員等業務研修会

IV. 栗原市委託事業、指定管理事業

栗原市より受託する各業務・事業において、その目的・業務内容等契約に基づき、市及び関係機関と連携を密にし、適切な事業運営を図ってまいります。

1. 軽度生活援助員派遣事業（全地区）
2. 高齢者生きがい活動支援通所業務（10地区12会場）
3. 放課後児童クラブ運営業務（10地区12クラブ）
4. 生活支援体制整備事業第2層運営等業務
（10協議体設置運営、生活支援コーディネーター10人配置）
5. 築館・志波姫地域包括支援センター
6. 指定管理業務（7施設）
 - ・築館高齢者福祉センター
 - ・鶯沢老人福祉センター
 - ・栗駒高齢者コミュニティセンター
 - ・栗駒老人憩いの家
 - ・志波姫老人憩いの家
 - ・一迫高齢者生活福祉センター
 - ・花山高齢者生活福祉センター

V. その他の事業

1. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
2. その他、市民の福祉増進に必要な事業